

公用自動車借受 仕様書

1	車種	乗用車(ミニバン・ステーションワゴン)、7～8人乗
2	規格	<p>(1) 総排気量 1,400CC以上</p> <p>(2) 駆動方式 四輪駆動</p> <p>(3) ミッション形式 オートマチック又はCVT</p> <p>(4) 乗車定員 7人以上</p> <p>(5) 寸法 全長4,600mm以上、全幅1,600mm以上、全高1,800mm以上</p> <p>(6) ドア形状 5ドア以上。後部座席は両側電動スライドドア。後部ドアがあること。</p> <p>(7) 環境対応 ハイブリッド車(ガソリン)</p> <p>(8) 塗装 シルバー系、ホワイト系又はブラック系</p> <p>(9) 適合品 トヨタノア 6AA-ZWR95W 又は 日産セレナ 6AA-SNC28</p> <p>規格を示す例として「適合品」を示しているが、当該製品を指定するものではない。 同等品で参加する場合は、入札書提出期限までに、担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を電子メールで提出し、担当課の確認及び承認を受けること。 なお、電子メールで提出する場合、見積依頼用メールアドレスから、下記担当課のメールアドレス宛に送信すること。</p>
3	年式指定	令和7年以降(新車新規登録)
4	付属品	①タイヤ(ホイール付、夏用及びスタッドレス) ②スペアタイヤ又はパンク修理キット ③スノーヘルパー ④ブレード(夏・冬) ⑤リアワイパー ⑥サイドバイザー一式 ⑦LEDヘッドライト ⑧フロアマット(全席及びラゲッジスペース) ⑨スノーマット(運転席を除く全席) ⑩フルシートカバー ⑪エアバッグ(運転席・助手席) ⑫標準工具一式 ⑬エアコン ⑭カーナビゲーションシステム(TV無し、バックモニター機能付) ⑮AM・FMラジオ ⑯ドライブレコーダー(200万画素以上、画像データは受注者が用意する外部記憶媒体を使用、全方位の状況を撮影できるものであること)
5	借受期間	令和 8年 9月 1日 ～ 令和 13年 8月 29日 (60カ月)
6	納入期限	令和 8年 9月 1日 (納入日については事前に協議すること)
7	借受台数	1台
8	年走行距離	12,000km(予定)。この距離を超過した場合であっても、追加費用は発生しないものとする
9	引渡場所	建設局みどりの推進部みどりの推進課の指定する場所
10	保管場所	大通バスセンタービル1号館(中央区南1条東1丁目)
11	リース料に含む項目	①登録納車諸費用 ②自動車取得税 ③自動車重量税 ④自動車賠償責任保険 ⑤自動車税 ⑥任意保険 ⑦車検 ⑧法定定期点検整備 ⑨事故処理 ⑩事故修理(車両保険付保持) ⑪一般修理・一般消耗部品交換 ⑫オイル・油脂類交換(補充を含む) ⑬バッテリー交換 ⑭夏・冬タイヤ必要数(交換及び保管) ⑮車検、定期点検及び修理(事故含む)時の代替車
12	保険加入	<p>(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は受注者の負担とし、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢制限:無制限 ・対人保険:無制限 ・対物保険:無制限(免責額なし) ・搭乗者保険又は人身傷害保険:1名につき死亡時3,000万円 ・車両保険:時価(免責額なし) <p>(3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。</p>
13	維持管理等	<p>(1) 車検及び定期点検等(オイル等の交換又は補充を含む)に係る経費は受注者の負担とし、受注者の責任において確実に実施すること。また、実施日程は札幌市及び受注者双方の協議のうえ決定すること。</p> <p>(2) 車検、定期点検及び修理(事故含む)期間中は、同等の代替車を用意すること。</p> <p>(3) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、受注者の責任において行うこと。</p> <p>(4) 夏・冬タイヤの組み替え及び保管は、札幌市の指示に従い受注者が行うこと。なお、タイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合も安全走行に耐えない摩耗・劣化が認められる場合は、速やかに交換を行うこと。</p> <p>(5) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料費及びパンク修理費用は、札幌市の負担とし、その他要する経費は、受注者の負担とする。</p>
14	その他	<p>(1) 期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料の変更は行わない。</p> <p>(2) 契約金額(月額)の日割り計算は行わないこととする。</p>

	<p>(3) 納入期限までに納車できない事情が生じた場合は、事前に札幌市と協議のうえ、受注者の負担により、同等の代替車を用意すること。</p> <p>(4) 借受期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引き取ること。</p> <p>(5) リース期間満了後におけるリース物品の買取り又は再リースについて当事者は協議することができる。</p> <p>(6) 仕様書等に記載のない事項は、札幌市と受注者が協議のうえ決定する。</p>
15 担当課	<p>〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル6階</p> <p>札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課 山越</p> <p>電話:011-211-2533 メール:midori-suishin-jimu@city.sapporo.jp</p>